

第 4 4 号議案

長岡京市都市計画税条例の一部改正について

長岡京市都市計画税条例（昭和 3 9 年長岡京市条例第 1 3 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 6 月 7 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）による地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正に伴い、所要の変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市都市計画税条例の一部を改正する条例

長岡京市都市計画税条例（昭和３９年長岡京市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 １・２ 【略】 <u>（法附則第１５条第３８項の条例で定める割合）</u> <u>３ 法附則第１５条第３８項に規定する条例で定める割合は３分の１とする。</u> <u>４～１７ 【略 項の繰下げ】</u>	附 則 １・２ 【略】 【加える】 <u>３～１６ 【略】</u>

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

（経過措置）

- この条例による改正後の長岡京市都市計画税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和５年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。